

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想

～ すべての人に楽しく安全な道筋づくり ～

【概要版】



静岡市

目 次

■ 背景と目的	1
■ 基本構想の位置付け	1
■ 目標と方針	2
■ 重点整備地区と生活関連施設・経路	2
■ 草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想図	3
■ 特定事業・その他事業	4
■ 今後の取組み	7

■ 背景と目的

現代社会は、少子高齢化、核家族化、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者の増加など家族形態が変化し、家庭における育児力や介護力が衰えてきているとともに、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるような自立を支える支援が求められ、ノーマライゼーションの考えを導入した、だれもが安心且つ安全に暮らせる街づくりが求められるようになってきました。

このような中、平成6年に「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」、平成12年に「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」が施行され、また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といったユニバーサルデザインの考え方にに基づき、平成17年には「ユニバーサルデザイン政策大綱」が策定されました。

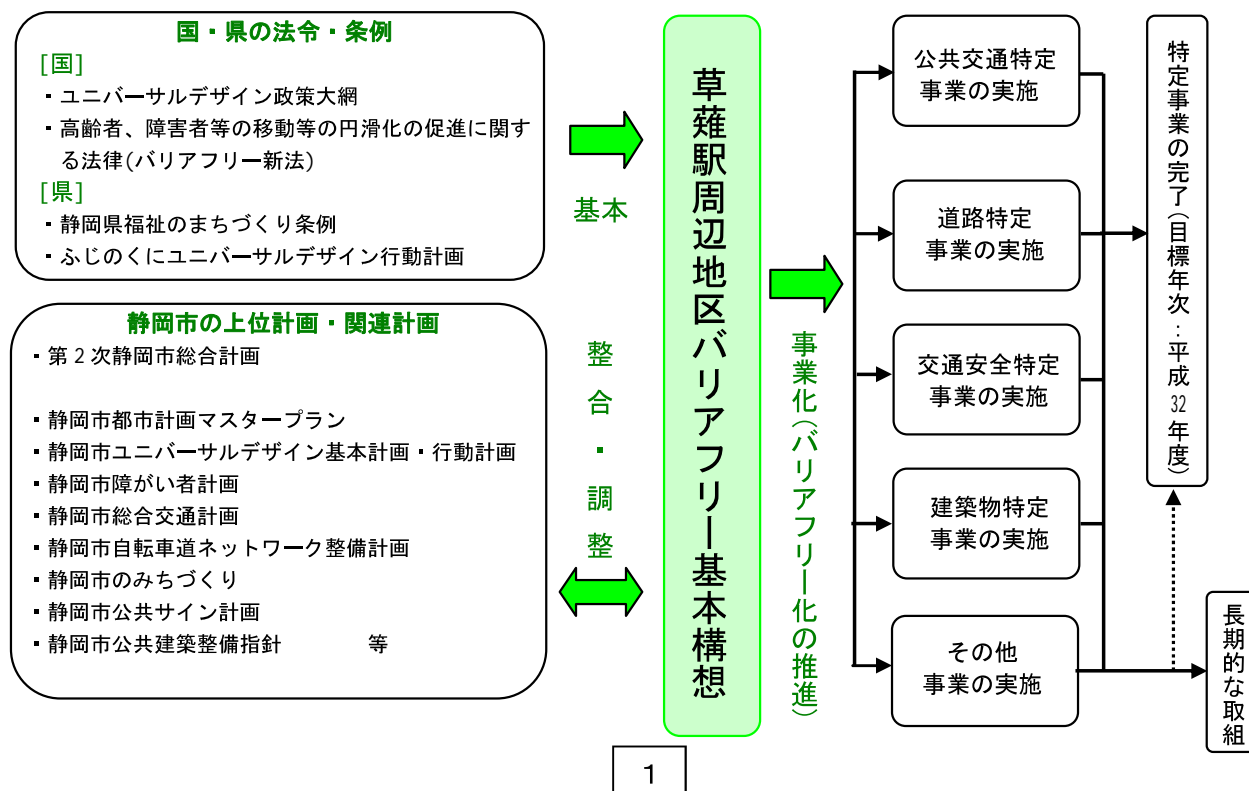
そして、平成18年に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を一本化してバリアフリー施策を総合的に展開するため「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」が施行されました。

静岡市においても、平成14年に「静岡駅周辺地区」、平成16年に「東静岡駅周辺地区」の交通バリアフリー基本構想、平成21年には「静岡市ユニバーサルデザイン基本計画・行動計画」が策定され、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進しています。

こうした取組みを継続して市全域に広げていくため、地域拠点の交通拠点となる草薙駅周辺地区を対象にバリアフリー新法に基づく基本構想を策定し、市の将来都市像である「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

■ 基本構想の位置付け

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想は、バリアフリー新法に基づき策定するものであり、草薙駅周辺地区を対象として移動等円滑化に関する基本的な方針及び重点整備地区を指定し、その区域内における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。



■ 目標と方針

【目標】 **～すべての人に楽しく安全な道筋づくり～**

【方針】

●自由に日常生活・社会生活へ参加できる都市空間の形成

交通結節点、公共施設等を中心に、すべての人が自由に日常生活、社会生活へ参加できる都市空間の形成を推進します。

●安全・安心・快適な歩行空間の形成

すべての人が安全、安心して、自らの意思で移動手段を選択でき、自由に移動できる歩行空間の形成を推進します。

●地域拠点整備・関連事業との連携

駅機能を中心とした整備を進める中で、地域拠点整備と連携を図ります。

●多様なパートナーシップによるユニバーサルデザインの浸透

市民と行政、関係事業者のパートナーシップのもと、すべての人がバリアフリー化に継続的に取り組むことによりユニバーサルデザイン社会を推進します。

■ 重点整備地区と生活関連施設・経路

【重点整備地区の区域の設定】

重点整備地区は、JR草薙駅、静岡鉄道草薙駅を中心として高齢者、障がいのある人が通常徒歩で移動する範囲(概ね500mから1,000m圏内)を対象に、生活関連施設等の立地状況、旅客施設及び有度山の丘陵地の地形を考慮した範囲としました。

その範囲は、北側は国道1号、南側は県道静岡草薙清水線(南幹線)及び静岡清土地区画34号線、東側は一里山長崎線、西側は静岡清土地区画204号線で囲まれた面積約100haの区域とします。

【生活関連施設の抽出】

生活関連施設は、高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等から、移動等円滑化基準及び市民意向調査等を踏まえ、利用頻度の高い施設から生活関連施設を抽出しました。

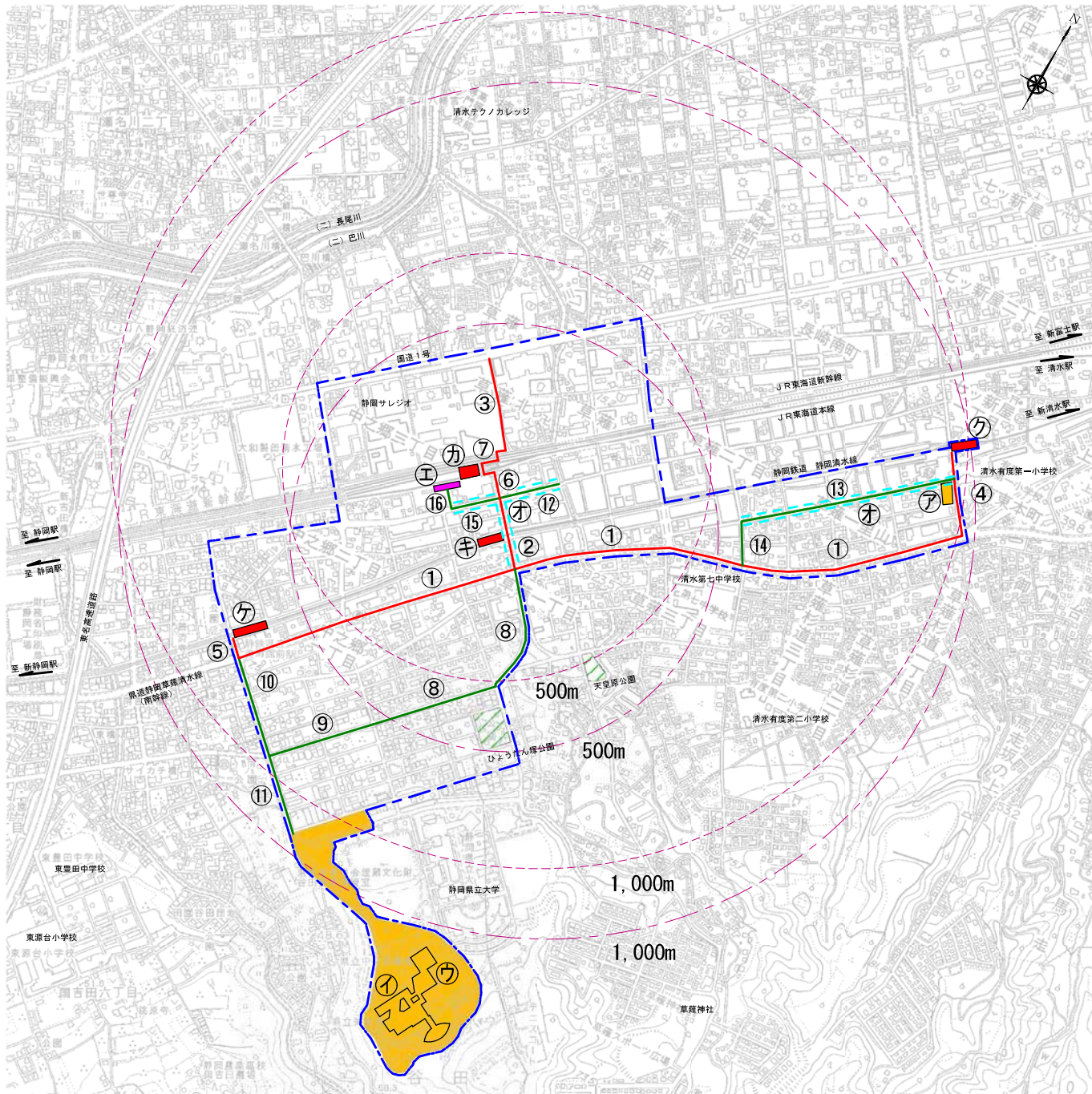
【生活関連経路】

生活関連経路は、旅客施設を含む生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を位置づけ、この経路を構成する道路では、道路特定事業と交通安全特定事業を実施します。

基本構想では、有度生涯学習交流館と各旅客施設を結ぶ経路を「主な生活関連経路」とし、さらに、重点整備地区に存在する生活関連施設を相互に結ぶネットワーク経路と県立美術館及び県立中央図書館までのバスによる移動を推奨する経路を「その他生活関連経路」として整備していきます。

草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想図

S=1:10,000



凡 例	
 	重点整備地区
	主な生活関連経路
	その他生活関連経路
生活関連施設	
	旅客施設
	建築物
	駐車場
	商店街

生活関連経路

路線番号	道路名称
①	県道 静岡草薙清水線 (南幹線)
②	草薙駅通3号線
③	草薙32号線 (都) 草薙駅北口通線
④	一里山長崎1号線 (都) 一里山長崎線
⑤	静岡土地区画204号線
⑥	草薙一丁目5号線
⑦	(都) 草薙駅南北自由通路
⑧	草薙駅通3号線
⑨	草薙駅通2号線
⑩	清水中之郷谷田線
⑪	中之郷谷田線
⑫	草薙井田線
⑬	草薙三丁目長崎新田線
⑭	楠新田草薙1号線
⑮	県道 平山草薙停車場線
⑯	草薙一丁目3号線

生活関連施設

施設種類	施設番号	施設名称
官公庁施設	㉗	有度生涯学習交流館
公益サービス施設	①	県立美術館
	㉘	県立中央図書館
駐車場	㉙	草薙駅前駐車場
その他	㉚	商店街
旅客施設	㉛	JR草薙駅
	㉜	静岡鉄道草薙駅
	㉝	静岡鉄道御門台駅
	㉞	静岡鉄道県立美術館前駅

■ 特定事業・その他事業

特定事業は、基本構想で定める重点整備地区内の生活関連施設及び生活関連経路の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」に区分され、各施設管理者が基本構想に則して事業計画を作成して事業を実施します。

その他事業とは、特定事業以外に移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項や必要な事業であり、各施設管理者等により事業実施に努めるものです。

【目標とする整備時期】

特定事業、その他事業は、バリアフリー新法及びその基本方針に基づき平成 32 年度（2020 年度）までの整備を目標として各施設管理者等が実施する事業ですが、事業の内容により早期に整備が図れるもの、関係者間で調整を必要とするもの、基準等の明確化が必要なもの、大規模な改修が必要なもの等があります。

このため、目標とする整備時期を平成 27 年度までの完了と、平成 32 年度までの完了の二つに定め、地区の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進していきます。

また、ソフト面の取組みについては時期を定めず継続的に取り組むものとします。

●目標とする整備時期

整備時期 A	平成 27 年度までに完了
整備時期 B	平成 32 年度までに完了

【公共交通特定事業】

JR草薙駅【主事業者：JR東海】			
※目標整備時期 A：H27 年度完了 B：H32 年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> 改札口からプラットホームへ至る経路の段差解消 視覚障害者誘導用ブロックを経路上に適切に配置 多機能トイレの整備 		○

静岡鉄道草薙駅【主事業者：静岡鉄道(株)】			
※目標整備時期 A：H27 年度完了 B：H32 年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> 適合（平成 22 年 2 月改修済） 	整備済	

静岡鉄道御門台駅【主事業者：静岡鉄道(株)】			
※目標整備時期 A：H27 年度完了 B：H32 年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> 通路の有効幅員の確保 視覚障害者誘導用ブロックの整備 多機能トイレの整備 		○

静岡鉄道県立美術館前駅【主事業者：静岡鉄道(株)】

※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了

整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの改修 ・視覚障害者誘導用ブロックの整備 ・多機能トイレの整備 		○

バス車両【主事業者：バス事業者】

※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了

整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	<ul style="list-style-type: none"> ・低床バスの導入検討 	継続実施	

【道路特定事業】

主な生活関連経路【主事業者：静岡市】

※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了

整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	①視覚障害者誘導用ブロックの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・線状ブロック、点状ブロックの整備 	○	
	②安心、安全、快適性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・滑りにくく、水はけのよい舗装面の整備 ・側溝蓋等の段差解消 		○
	③歩道の横断勾配の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の平坦化 		○
	④連続した円滑な移動経路の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・歩道未整備区間の整備 		○

その他生活関連経路【主事業者：静岡市】

※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了

整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化の推進	⑤視覚障害者誘導用ブロックの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・点状ブロックの整備 	○	
	⑥安心、安全な歩行空間の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・L型側溝の改修 ・グリーンベルトの整備 ・舗装の段差解消 		○

【建築物特定事業】

生活関連施設【主事業者：各施設管理者】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
移動等円滑化への適合	・建築物特定施設のバリアフリー化		○

【交通安全特定事業】

交通安全特定事業【主事業者：公安委員会】			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
既設信号の改良、改善	・主要経路に音響信号等の設置検討	継続実施	
道路標識、道路標示の高度化	・道路標識、道路標示の視認性向上等	継続実施	
違法駐車、違法駐輪行為防止	・違法駐車、違法駐輪行為の取締り強化及び、広報、啓蒙活動の推進	継続実施	

【その他事業】

その他事業			
※目標整備時期 A：H27年度完了 B：H32年度完了			
整備項目	概要	整備時期	
		A	B
J R草薙駅の交通機関乗継ぎ環境の整備	・駅前広場の整備 ・バス停のバリアフリー化 (時刻表の視認性、認識性向上及び休憩施設、上屋設置可能箇所の検討)		○
駐輪場の整備	・駐輪場の整備及び保全		○
情報のバリアフリーの推進	・一体性、連続性のある案内標識の設置 ・ホームページ等による情報の共有化	継続実施	
心のバリアフリー	・放置自転車等の対策、指導 ・迷惑駐車、駐輪行為防止及び道路上にはみ出している看板の解消など広報、啓蒙活動推進 ・バリアフリーへの意識の向上、高齢者、障がいのある人等のサポートなど教育の充実 ・学校教育等におけるバリアフリーの推進 ・商店街等におけるバリアフリーの推進	継続実施	

■ 今後の取組み

【心のバリアフリー】

基本構想策定後、各施設管理者が特定事業計画を策定して事業を実施していきますが、基本構想はバリアフリー新法に基づき国、地方公共団体、施設設置管理者等及び市民が各々の責務を果たすことによりバリアフリー化を実現していくことを前提としています。

このことにより、道路や施設整備などのハード面のバリアフリーだけでなく、高齢者、障がいのある人等に対する理解を深め、行動につなげるソフト面の環境づくりを行うことが求められています。

例えば、自転車等の駐輪マナーなどのモラルの向上や、困っている人に声を掛けるなど、市民一人ひとりがバリアフリーについての理解を深め、高齢者、障がいのある人等に対してサポートすることができる環境づくりに取組み、「心のバリアフリー」の実現を目指します。

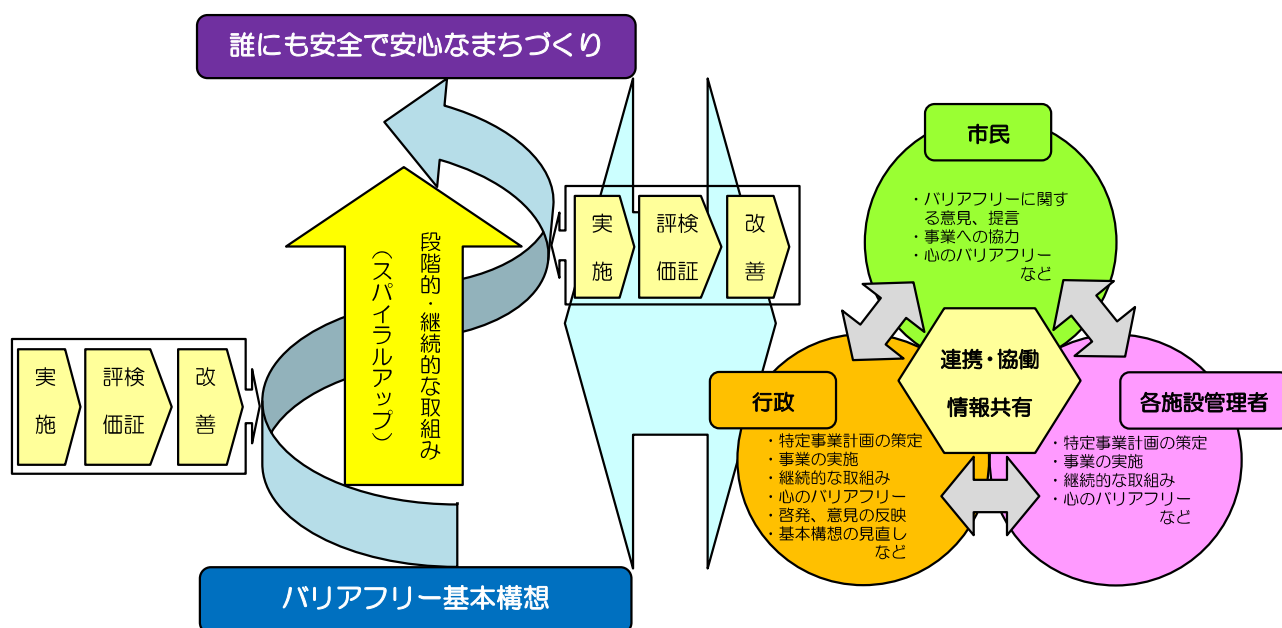
【段階的・継続的な取組み】

各施設管理者が速やかに特定事業計画を策定するには、行政、各施設管理者の連携調整が必要であり、策定する事業計画は利用者の立場に立った内容とする必要があります。

このため、構想、計画、実施、評価の各段階において行政、各施設管理者及び市民が情報を共有し、連携、協働して推進していくことが求められ、継続的に事業を評価、検証し、さらに改善していく段階的、継続的な取組み（スパイラルアップ）をすることにより、「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指します。

昨今、新たな移動手段や支援システム、技術開発も進められているとともに、高齢化社会のさらなる進展により高齢者、障がいのある人等の社会参加の機会が増加し、バリアフリー化に対する要望がより高まると考えられます。

草薙駅周辺地区は政令市の地域拠点として今後大きく発展する可能性を秘めていることから、こうした社会変化に応じて柔軟に基本構想の見直しを検討していきます。



草薙駅周辺地区バリアフリー基本構想【概要版】

発 行 静岡市 都市局 都市計画部 清水駅周辺整備課
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号
TEL. 054-354-2018
FAX. 054-354-1900
